

気仙沼水産資源活用研究会設置要綱

(趣旨)

第1条 「産・学・官」が連携し、地域の水産資源の多角的利用（健康食品、地域の素材を生かした新商品の開発など）を推進することで、新たな地域産業の創出と雇用を創造することを目的に、気仙沼水産資源活用研究会（以下「本会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 本会は次の事業を行う。

- (1) 地域素材の検討および成分分析に関する事項
- (2) 地域資源を活用した商品開発に関する事項
- (3) 共通ロゴ等による販路開拓に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(会員)

第3条 本会の会員は、第1条の趣旨に賛同し入会した者とする。

(役員)

第4条 本会に会長1人、副会長2人、理事4人、監事2人、会計1名を置くこととし、会員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、本会の運営を審議する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。
- 6 会計は、本会の会計を管理する。

(任期)

第5条 本会役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第6条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、本会の事業実施に対して指導助言を行う。

(会議)

第7条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決する。

(会計)

第8条 本会の経費は、補助金・負担金等をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、気仙沼市産業部水産課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月28日から実施する。

この要綱は、平成26年4月23日から実施する。

この要綱は、平成28年6月29日から実施する。

この要綱は、平成28年6月29日から実施する。

この要綱は、平成29年7月3日から実施する。

この要綱は、令和元年5月17日から実施する。